

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	評価者研修業務委託		
案 件 の 概 要	人事評価において一次・二次評価者となっている職員（新任評価者等を除く。）を対象としたもので、個人の主観による評価を排除し、評価レベルの平準化のために行う研修を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市西千石町 1 1 - 2 1 鹿児島MSビル5階 [名 称] 株式会社インソース 営業本部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 研修は、講師、研修内容により研修効果が左右されることから、価格競争に馴染まない。上記事業者は、民間企業や全国の地方公共団体での研修実績が豊富で高い評価を得ており、実績等は充分にある。 また、本市は人事評価制度導入当初から同事業者に継続して講師を依頼しており、本市で使用している「人事評価制度のしおり」や「能力評価シート」を基に、幾度も協議を行い、より本市職員に合った内容の講義を構築してきている。 さらに、現在、本市の全ての評価者は上記事業者が行った研修を受講し、同様の評価技術に基づき部下の職員を評価しているため、相手方を変更することは、評価についての知識及び技術の不均一をもたらし、多大な混乱を招くおそれがある。 以上の理由により、本業務の目的達成に必要なレベルの履行が可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 1 日		
契 約 金 額	8 9 5 , 1 0 0 円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	フィロソフィ研修業務委託		
案 件 の 概 要	都城フィロソフィに沿った行動を意識し実践に繋げるため、ひいては市民の幸福と市の発展を実現するために実施するフィロソフィ研修業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区東品川 2 - 4 - 1 1 野村不動産天王洲ビル 2 3 F [名 称] 日本航空 ソリューション営業推進部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 今回業務委託するフィロソフィ研修は、職員が都城フィロソフィに沿った行動ができるようになるためのものである。 日本航空は、公共性の高い事業を最優先に行いながらも、企業としての経済性を追求するバランスを持ち合わせている。 また、都城フィロソフィに類似した基本理念である J A L フィロソフィに基づく人財育成を実践するとともに、認知、判断、対人といったノンテクニカル・スキルを高める世界最先端の教育を実施している。 これは、公務員としての職務を遂行し、民間感覚も求められる我々、都城市職員が身に付けるべき価値観や視点を学ぶ上で、非常に有用である。 以上、世界最先端の教育スキル、企業の性質からみた波及効果の点から本市が求める要件を満たし、本件の業務を適切かつ確実に履行できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 1 日		
契 約 金 額	6, 3 4 3, 1 6 4 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直通)		
契 約 案 件 名	ウランバートル市訪問団渡航業務委託		
案 件 の 概 要	都城市青少年モンゴル訪問団がウランバートル市を訪問するための航空券の手配など渡航業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通西2-4-20 (アクサ宮崎ビル5階) [名 称] 名鉄観光サービス株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内在住の中高生10名と引率者3名が、令和6年8月5日から12日までモンゴル国ウランバートル市を訪問するに当たり、訪問に伴う移動手段の手配に係る諸手続等を行う業務である。 本業務の履行に当たっては、入札参加資格者名簿において、本業務を履行可能な事業者が記載されていないため、競争入札に代え、見積合せにより受注者を決定することとし、市内の海外団体旅行の業務実施のある事業者及び海外旅行業務実績が豊富な市外の2業者に対して見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月1日		
契 約 金 額	1, 9 2 5, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	4
-----	---

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市子育て短期支援事業（親子支援）業務委託		
案 件 の 概 要	レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対する支援業務を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市前田町13街区2の2号 [名 称] 社会福祉法人 石井記念友愛社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、レスパイト・ケアや、専門家による相談支援、エンパワメント支援、その他親子支援を行う業務である。 このようなことが実施可能な団体は都城市内において上記社会福祉法人しかないため、同法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 921,900円		
	単価契約	単価	予定数量 合計
	ショートステイ市民税課税世帯	7080円	28日 198,240
	ショートステイ市民税非課税世帯	9080円	28日 254,240
	ショートステイ生活保護世帯	9580円	49日 469,420

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	千葉マリンスタージアムプロモーション業務委託		
案 件 の 概 要	プロ野球千葉ロッテマリーンズの都城キャンプ実施を令和7年2月に予定していることについて、同チームの本拠地であるZOZOマリンスタージアムにおいてプロモーションするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 千葉県千葉市美浜区美浜1番地 [名 称] 株式会社千葉ロッテマリーンズ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、プロ野球千葉ロッテマリーンズの都城キャンプ実施を令和7年2月に予定していることについて、同チームの本拠地であるZOZOマリンスタージアムにおいてプロモーションするものである。プロモーションは、令和6年8月27日及び28日に実施予定とし、契約後に確定となる。 千葉ロッテマリーンズファンをターゲットに、多数の観戦が見込まれる本拠地でプロモーションをすることは、都城キャンプを目的に本市を訪問するファンの増加に高い効果が期待される。また、ZOZOマリンスタージアムでのプロモーション活動は、上記業者が行っているため、契約の相手方は同事業者に特定される。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月1日		
契 約 金 額	4, 4 0 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	6
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場外野整備業務委託		
案 件 の 概 要	高城運動公園野球場外野（芝）部分についてプロ野球キャンプ受入れのために整備を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山4 1 9 5 番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高城運動公園（以下「野球場」という。）においては、令和7年2月の読売巨人軍ファームキャンプ使用に問題のないよう、早い時期からのメンテナンスが必要となる。 現状で芝生の剥げや育ちが悪い箇所があり、プロ利用を目的とした整備に間に合わせるため、芝管理方法を熟知した専門業者による施工が必要である。 上記事業者は、芝管理の専門業者であり、管理方法も熟知している。また、Jリーグキャンプ受入れに際した芝管理実績も有し、迅速かつ正確な施工が望める。 さらに、上記事業者は、当該野球場外野芝の年間維持管理業務を受託しており、万一問題が生じた場合も責任の所在が明確である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月1日		
契 約 金 額	1, 9 6 6, 8 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番号

7

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	消防職員用 防火長靴
案 件 の 概 要	消防職員が火災現場で使用する防火長靴の購入
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市花ヶ島町三反田680番地 [名 称] ミドリ安全宮崎株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 消防職員が火災現場で使用する防火長靴については、多様な火災に対応できる性能を備えていることが特に求められる。 今回調達する物品については、下記4点を満たす必要がある。 ①2017年に改定された「消防隊員個人装備に係るガイドライン」対応 ②防水透湿素材 ③屈曲性能(牛皮素材) ④長期間の使用に耐えうるため、ファスナーを使用しない商品 上記条件を全て満たす製品を提供できる事業者は、上記事業者に限られている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月1日
契 約 金 額	1, 1 3 3, 7 4 8 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0986-23-0962 (直通)		
契 約 案 件 名	都城版「推し本」ブックレット作成及び完成記念イベント企画業務委託		
案 件 の 概 要	児童生徒から募集した、みんなに読んでもらいたい「推し本」をもとに、『都城版「推し本」ブックレット』を製作する業務及びブックレット完成記念イベントを企画する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区神田神保町2-2-30 [名 称] 公益財団法人文字・活字文化推進機構		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内の小学5・6年生、中学生、高校生を対象に『自分の「推し本」』を募集し、それぞれに集計を行い、投票数の多い本を上位から掲載する『都城版「推し本」ブックレット』を編集・製作し、市内小・中学校、高校、県内図書館及び市内書店等に配布し、読書活動の普及促進を図るものである。 さらに、児童生徒のみならず広く読書への関心を高めることを目的に、ブックレット完成記念イベントとして、自分の薦める本について観衆にプレゼンテーションを行う『「推し本」発表会』もあわせて開催するものである。 また、上記『自分の「推し本」』の募集に当たっては、「全国の中学生・高校生・大学生が選んだビブリオバトラー推し本」ブックレットの背表紙に、市の指定した推し本募集要項を掲載し、市内の児童生徒に配布する予定である。 上記事業者は、「全国の中学生・高校生・大学生が選んだビブリオバトラー推し本」を制作する者であり、同本に市の募集要項を載せるためには、上記事業者に依頼するしかない。 また、本業務は、自治体として全国初の取組であり、同様のブックレット編集・製作及びそれに関するイベント企画・運営の実績は前例がない。 上記事業者は、「全国の中学生・高校生・大学生が選んだビブリオバトラー推し本」の製作、普及の実績があり、かつビブリオバトル全国大会の開催を主催する事業者であることから、本業務を円滑に遂行できるとともに、ブックレット製作及びイベント企画・運営すべてにおいて適切かつ確実な対応が期待できる唯一の事業所である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月3日		
契 約 金 額	4,301,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	9
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6－2 3－9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡発掘調査に係るネットフェンス設置等業務委託		
案 件 の 概 要	菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡発掘調査に係るネットフェンス設置等業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山89番地2 [名 称] 有限会社 繁昌開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記の案件について、6者で競争入札を執行したところ、1回目、2回目、3回目共に不落となったことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した2者の事業者から見積書を徴し、1回目の見積合せを実施したが、予定価格を下回らなかった。2回目の見積合せを実施したところ、1者が辞退し、3回目の見積合せの参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月4日		
契 約 金 額	858,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	10
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	ソフトバンクホークススポンサーゲーム制作等業務委託		
案 件 の 概 要	本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほPayPayドーム福岡で開催されるプロ野球公式戦に対し協賛し、それに係るビジョン等の掲示物の制作を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区地行浜 2 - 2 - 2 [名 称] 福岡ソフトバンクホークス株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほPayPayドーム福岡（以下「ドーム」という）で開催されるプロ野球公式戦に対し協賛し、それに係るビジョン等の掲示物の制作を委託するものである。 福岡ソフトバンクホークス（以下「ソフトバンク」という）は、九州唯一のプロ野球球団として、本拠地である福岡県のみならず九州全体に対して高いブランド力を有する。そのため、ソフトバンクのホーム球場であるドームでの公式戦に対し協賛することは、本市の知名度向上と物産振興を図る上で高い効果が期待される。 ドームの運営は上記事業者が行っており、それに係るビジョン等掲示物に関する契約の相手方は同事業者に特定される。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月7日		
契 約 金 額	6 3 2 , 0 1 6 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	11																				
担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市物価高騰対策！暮らし応援券換金業務委託																						
案 件 の 概 要	都城市物価高騰対策！暮らし応援券換金業務を委託するもの																						
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島2丁目1番31号 [名 称] 株式会社宮崎太陽銀行 外 2 法人																						
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市物価高騰対策！暮らし応援券（以下「応援券」という。）事業の実施に当たり、取扱店舗が使用済応援券を上記事業者（金融機関及び商工会）にて換金等を行うものである。 本業務を遂行するに当たり、取扱店舗の利便性向上、窓口の混雑解消を図る必要があるが、上記事業者は、市内に多くの支店があり、換金する際の業種、業態にも精通しているため、的確な換金業務を実施できる。 また、上記事業者は、これまでにマイナンバーカード取得感謝券及びプレミアム付スマイル商品券（第1弾～第4弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っており、本業務の適切かつ確実な履行が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 ※契約相手方と推定総額については、次のとおり。 <table><tr><td>(事業者名)</td><td>(住所)</td><td>(推定総額)</td></tr><tr><td>株式会社宮崎太陽銀行</td><td>宮崎市広島2丁目1番31号</td><td>9,729,038円</td></tr><tr><td>宮崎第一信用金庫</td><td>宮崎市橘通東2丁目4-1</td><td>4,672,756円</td></tr><tr><td>都北商工会連絡協議会</td><td>都城市山之口町花木2039番地6</td><td>3,499,716円</td></tr></table>			(事業者名)	(住所)	(推定総額)	株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	9,729,038円	宮崎第一信用金庫	宮崎市橘通東2丁目4-1	4,672,756円	都北商工会連絡協議会	都城市山之口町花木2039番地6	3,499,716円								
(事業者名)	(住所)	(推定総額)																					
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	9,729,038円																					
宮崎第一信用金庫	宮崎市橘通東2丁目4-1	4,672,756円																					
都北商工会連絡協議会	都城市山之口町花木2039番地6	3,499,716円																					
契 約 締 結 日	令和6年7月8日																						
契 約 金 額	<table><tr><td>執行見込総額</td><td colspan="3">17,901,510円</td></tr><tr><td>単価契約</td><td>単価</td><td>予定数量</td><td>合計</td></tr><tr><td>株式会社宮崎太陽銀行</td><td>22円</td><td>442,229枚</td><td>9,729,038</td></tr><tr><td>宮崎第一信用金庫</td><td>22円</td><td>212,398枚</td><td>4,672,756</td></tr><tr><td>都北商工会連絡協議会</td><td>22円</td><td>159,078枚</td><td>3,499,716</td></tr></table>			執行見込総額	17,901,510円			単価契約	単価	予定数量	合計	株式会社宮崎太陽銀行	22円	442,229枚	9,729,038	宮崎第一信用金庫	22円	212,398枚	4,672,756	都北商工会連絡協議会	22円	159,078枚	3,499,716
執行見込総額	17,901,510円																						
単価契約	単価	予定数量	合計																				
株式会社宮崎太陽銀行	22円	442,229枚	9,729,038																				
宮崎第一信用金庫	22円	212,398枚	4,672,756																				
都北商工会連絡協議会	22円	159,078枚	3,499,716																				

令和6年度 随意契約理由書

番 号	12
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園木柵整備業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園緑の村において木柵を設置するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市庄内町7 3 7 3 - 1 [名 称] 有限会社 日翔建設
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は関之尾公園緑の村において、利用者の安全上性向上を図るため、木柵の設置を行うものである。 当該地は庄内川のそばの中州であり、増水時には転落する可能性がある危険な場所である。繁忙期を迎え、来園者が増加する前に早急に対応しなければならないこと、資材の確保に時間を要することから、本件については、競争入札に付する時間的余裕がない。 また、上記事業者は、同施設の木柵修繕を請け負った事業者であり、現場の状況を熟知しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月9日
契 約 金 額	9 9 0 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	13
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0986-64-1113 (直通)		
契 約 案 件 名	単災測 第1号 助谷線測量設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年6月21日の豪雨により発生した道路災害復旧工事のための測量設計調査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 災害が発生した市道助谷線は車道部が崩壊し、全面通行止めを行っている。被災した道路は、地山が露出し非常に不安定な状況であり、早急に対処しなければさらに被害が拡大する可能性が極めて高い。 また、国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法検討等も早急に行わなければならないため、本件については、競争入札に付する時間的余裕がない。 以上のことから、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月10日		
契 約 金 額	3,443,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	14
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城メンチデジタルプロモーション業務委託
案 件 の 概 要	都城メンチの認知度向上に向けたデジタルプロモーション業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 [名 称] 楽天グループ株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城メンチの認知度向上に向け、オンラインショップである楽天西友ネットスーパー（以下「当該サイト」という。）のトップページにおけるバナー広告の実施、当該サイトのユーザー向けへのメールマガジンの配信及びプロモーション動画制作を実施するものである。 上記事業者は、本業務の実施に必要な当該サイトへの広告を実施できる権限及び必要となる当該サイトのユーザー向けのメールマガジンの配信を実施できる唯一の事業者である。 また、上記事業者は、当該サイトへの都城メンチ等の商品の掲載に当たって、過去の実績等を基に、都城メンチをどのように紹介すれば効果的なのかという知見も有している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月12日
契 約 金 額	880,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	15
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市イントラネット用機器更新業務委託
案 件 の 概 要	保守期間が終了した地域イントラネット機器の交換を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。 現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築・保守を行っており、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、ネットワークの構築・保守事業者と機器更新事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである
契 約 締 結 日	令和6年7月11日
契 約 金 額	1, 0 6 7, 0 0 0 円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	16
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	令和 6 年度畜産等バイオマス発電推進業務
案 件 の 概 要	畜産等バイオマス発電の推進のため、畜産バイオガス発電設備導入への機運醸成、発電設備導入を検討する市内農家等への算定支援等を行う業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 北海道帯広市東 2 条南 4 丁目 1 0 番地 [名 称] バイオマスリサーチ株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、畜産等バイオマス発電の推進のため、温室効果ガス排出抑制効果のある畜産バイオマス発電設備導入への機運醸成、発電設備導入を検討する市内農家等への個別概算モデルの算定支援を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、家畜排せつ物を原料とした畜産バイオマス発電設備に係る専門的知識やノウハウに精通していることに加え、発電施設から産出されるメタン発酵消化液の効果や活用方法、実証実験に基づく分析データを有していること、また、具体的な発電設備の導入に伴う基礎調査、基本設計や工事等に対応できることが必要不可欠である。 その点、上記事業者は、令和 5 年度より本事業に携わっており、本業務内容や本市農畜産業の現状等を熟知している。また、実際に県内及び北海道内のバイオガスプラント建設の実績を有しているとともに、昨年 4 月には同様の事業にて宮崎県と連携協定を締結しており、上記事業者以外に、本業務の適切かつ効率的な履行を期待できる者はいない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 1 1 日
契 約 金 額	7, 1 5 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	17
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	林道維持管理 第3号 高野町地区風倒木等撤去業務委託		
案 件 の 概 要	梅雨前線豪雨により発生した市有林の風倒木及び土砂撤去を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山田町山田2 1 1 2 番地3 [名 称] 丸昭建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 梅雨前線豪雨により、高野町内の市有林内において山腹崩壊が生じ、下流側にある県道に風倒木及び土砂が流出し、県道の全面通行止めが生じた。 県道内の風倒木等撤去については、道路管理者である宮崎県において対応することとなったが、併せて市有林内にある土砂止め堰堤の機能に支障を来す風倒木及び土砂を早急に撤去する必要がある、本事業は、その撤去を委託するものである。 上記事業者は、県道内の風倒木等撤去を受託しており、本事業の撤去にも早急に対応することができる。 また、仮に市有林側の撤去作業を他事業者が受託した場合、作業員及び重機等が輻輳することで、事故発生の危険性が高くなるとともに、作業の進捗に多大な影響を及ぼすこととなり、結果、早期の撤去が見込めなくなる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月11日		
契 約 金 額	1, 0 2 9, 6 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	18
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	林単災 第1号 美川町踊橋地区土砂撤去業務委託		
案 件 の 概 要	梅雨前線豪雨により発生した林道法面の流出土砂撤去を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市庄内町12993番地の1 [名 称] 株式会社 上村開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 梅雨前線豪雨により、林道法面が洗堀を受け、法面下部にある農業用水路に土砂が流出し、閉塞が発生している。稲作に影響を与えているため、早急に土砂を撤去する必要がある。 以上のことから、現場を熟知し早期対応可能な上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月11日		
契 約 金 額	618,200円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	19
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	令和6年災 第1号 宮前地区 災害測量設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年6月20日から22日の豪雨により被災した農地の災害復旧工事に必要な測量設計を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市志比田町5912-2 [名 称] 南日本総合コンサルタント 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当		
	令和6年6月20日から22日の豪雨により農地法面が被災しており、農地・農業用施設災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うものである。 災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認がとれた上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月12日		
契 約 金 額	1, 2 6 5, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	20
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	上長飯小学校保健室空調機取替修繕		
案 件 の 概 要	上長飯小学校保健室の空調機を取替修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市年見町28号5番1 [名 称] 中尾設備 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 今回の空調機は2005年製のもので老朽化が著しく、運転停止状態である。また、部品製造も終了しているため部分修繕も不可能な状態である。 当該施設は、最近の猛暑日が継続している状況でもあり、児童が熱中症等を発症した際、緊急対応に使用する施設であるため、早急に修繕を行う必要があり、競争入札に付する時間的余裕がない。 その点、上記事業者は、参考見積書提出の際に空調機の現場調査を実施し、空調機や冷媒配管の施工方法も専門メーカーに確認しており、本修繕の迅速な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月12日		
契 約 金 額	990,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	21
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年災 第2号 道添地区 UAV測量業務委託
案 件 の 概 要	令和6年6月27日の豪雨により被災した用水路の測量業務委託を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社 松川測量設計
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本委託は、令和6年6月27日の豪雨により。山腹崩壊に伴う用水路が被災したため、応急仮工事申請に必要な測量を行うものである。 現在、用水路が約60mにわたり流失しており、下流域の約6haの水田に用水できない状況にある。そのため、農地・農業用施設災害復旧事業の応急仮工事により、仮設用水の確保を計画するには、早急な被災状況の把握、仮設用水ルートを選定が必要となる。 以上の理由により、早急な対応が可能と確認がとれた上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月16日
契 約 金 額	1, 0 4 5, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番号 22

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	固定資産税還付システム構築等業務委託
案 件 の 概 要	旧システムと同等の還付業務に係るソフト開発を行い、そのソフトを組込んだ周辺機器（P C 1 台、バックアップ用外付けハードディスク、無停電電源装置）導入と併せて新たに還付システムを構築するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 3 0 街区 7 号 [名 称] パソコンプラザ都城株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は資産税課の過誤納金に関する還付システムを構築する業務である。 新たに開発するには既存システムの分析等が必要であり、特殊な業務である。また、システム構築及び保守料の経費構成は、事業者間で異なるため、システム構築費用及び保守料（令和6年度2か月分）に保守料（令和7年度1年分）を加えて、総合的な価格において有利な調達を図るため、本案件は、競争入札によらずに見積合せにて競争を行う方法で執行するものとした。 見積書の提出による競争を行った結果、一番安価な見積額を提出した上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月17日
契 約 金 額	2, 2 2 4, 2 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	23
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム除塵設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダムに据え付けてある除塵設備の保守点検を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町1 1 9 4 - 1 [名 称] 株式会社 田中鉄工所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該除塵施設は、木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し、導入したものである。 平成23年度から都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、専用設備を開発した上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検等を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月17日
契 約 金 額	7 0 4 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

24

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城市観光パンフレット及びリーフレット作成業務委託
案 件 の 概 要	本市をより対外的にPRするために、最新の情報を盛り込んだ観光パンフレット及びリーフレットの制作を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市祝吉3-5-16 [名 称] 株式会社メッセージ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、観光パンフレット及びリーフレット作成業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年5月24日にプロポーザル公募開始し、その結果2者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による技術提案書による書類審査及びプレゼンテーション審査を令和6年7月10日に実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者を随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月17日
契 約 金 額	4,070,000円

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	25
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	令和 6 年度都城市営住宅定期点検業務委託		
案 件 の 概 要	市で保守・管理している市営住宅について、建築基準法第12条第 2 項の規定に基づく定期的な点検を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 1 9 号 宮崎県建設会館 4 F [名 称] 一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 2 項の規定に基づき、市営住宅の定期的な点検を 1 級、2 級建築士等にて実施するものである。 本業務の履行に当たっては、3 年以内に実施することが同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定められており、一定水準以上の点検の精度、報告資料等の統一性及び継続性並びに安定した業務の実施が求められる。 以上の点について、上記事業者は県内施設の定期点検業務を受注している実績があり、点検の精度、報告資料等については協会内で統一され、均一的な成果内容が期待できる。また、上記事業者は市内及び県内多数の建築設計事務所で構成されており、人員不足や廃業等の心配が無く、継続的な業務委託の締結が可能であると考えられる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 1 7 日		
契 約 金 額	3, 4 1 7, 7 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	26
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)																		
契 約 案 件 名	都城市市営墓地内一般廃棄物収集運搬業務委託																		
案 件 の 概 要	都城市市営墓地内一般廃棄物収集運搬業務を委託するもの																		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市吉尾町 2 1 5 9 番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社																		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、お盆の墓参者が増加する時期において、市営墓地内の一般廃棄物を収集運搬及び処分するものである。 一般廃棄物処理においては、収集運搬料と処分料が必要となり、それぞれの単価は各事業所で異なるため、個々の表示価格だけでは比較できない。 そこで、それぞれの単価に予定数量を乗じて加算し、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、当該5者での見積合わせを行うことにより決定することとした。 見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。																		
契 約 締 結 日	令和6年7月18日																		
契 約 金 額	<table><tr><td>執行見込総額</td><td colspan="3">5 5 8 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>複数単価契約</td><td>単価</td><td>予定数量</td><td>合計</td></tr><tr><td>一般廃棄物 (処分)</td><td>5 円</td><td>6,000 kg</td><td>30,000</td></tr><tr><td>一般廃棄物 (収集運搬)</td><td>88,000 円</td><td>6 日</td><td>528,000</td></tr></table>			執行見込総額	5 5 8 , 0 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	一般廃棄物 (処分)	5 円	6,000 kg	30,000	一般廃棄物 (収集運搬)	88,000 円	6 日	528,000
執行見込総額	5 5 8 , 0 0 0 円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
一般廃棄物 (処分)	5 円	6,000 kg	30,000																
一般廃棄物 (収集運搬)	88,000 円	6 日	528,000																

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	27
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 田野頭首工流量調整設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	田野頭首工に据え付けてある流量調整設備の年1回の保守点検を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目9番1号 [名 称] 株式会社 協和製作所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該流量調整設備は、田野頭首工建設事業の主体であり施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者との随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月18日		
契 約 金 額	660,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	28
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市立小・中学校用印刷機保守及び消耗品等供給業務		
案 件 の 概 要	都城市立小・中学校用印刷機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの (令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間の長期継続契約)		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月18日		
契 約 金 額	執行見込総額 10,612,800円		
	複数単価契約	単価	予定数量
	マスター	8,800円	720本
	インク	3,960円	1,080本
			合計
			6,336,000
			4,276,800

令和6年度 随意契約理由書

番 号	29
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立小・中学校用印刷機賃貸借
案 件 の 概 要	都城市立小・中学校用印刷機の賃貸借を行うもの (令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間の長期継続契約)
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月18日
契 約 金 額	5, 0 1 6, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	30
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	学校用電子複写機賃貸借		
案 件 の 概 要	学校用電子複写機の賃貸借を行うもの (令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間の長期継続契約)		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市郡元町3325番地67 [名 称] 有限会社都城事務機		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	電子複写機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月18日		
契 約 金 額	3, 0 0 9, 6 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	31
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)			
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務			
案 件 の 概 要	学校用電子複写機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの (令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間の長期継続契約)			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市郡元町3325番地67 [名 称] 有限会社都城事務機			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の調達のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の代金及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。			
契約締結日	令和6年7月18日			
契 約 金 額	執行見込総額 2, 0 5 2, 4 0 2 円			
	単価契約	単価	予定数量	合計
	TASKalfa MZ3200i 12台1コピーにつき(2,001枚目以降)	0.55円	2291640枚	1,260,402
	TASKalfa MZ3200i 12台基本料金月額(2,000枚まで)	1,100円	720月	792,000

令和6年度 随意契約理由書

番 号	32
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険特定健康診査（集団方式）業務委託		
案 件 の 概 要	生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康増進を図るため、高齢者の医療確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	当該健康診査は、受診率向上に資するため、希望者については受診後、同会場で同日にがん検診も受診することができるようにしており、現在がん検診は上記法人が受託している。 このため、本業務についても上記法人に委託することにより、がん検診も含めた受診者の健康状態の把握の観点から、より適切かつ確実な履行ができる。 以上の理由により、上記法人と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月19日		
契 約 金 額	執行見込総額 8 4 3 , 9 1 4 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	基本的な健診の項目	7793 円	100 人 779,300
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） 貧血検査	253 円	5 人 1,265
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） 血清クレアチニン	99 円	5 人 495
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） 心電図検査	1650 円	9 人 14,850
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） 眼底検査	1232 円	2 人 2,464
	追加健診 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）	253 円	95 人 24,035
	追加健診 尿潜血	0 円	100 人 0
	追加健診 尿酸	0 円	100 人 0
	追加健診 血清クレアチニン	99 円	95 人 9,405
	追加健診 血清アルブミン	121 円	100 人 12,100
	追加健診 eGFR	0 円	100 人 0

令和6年度 随意契約理由書

番 号	33
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)			
契 約 案 件 名	都城市後期高齢者健康診査（集団方式）業務委託			
案 件 の 概 要	高齢者の医療に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2号に基づき健康診査業務を委託するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、後期高齢者健康診査を行うものである。 当該健康診査は、受診率向上に資するため、希望者については受診後、同会場で同日にがん検診も受診することができ、がん検診は上記法人が受託している。このため、本業務については、上記法人に委託することにより、がん検診も含めた受診者の健康状態の把握の観点から、より適切かつ確実な履行ができる。 以上の理由により、上記法人と随意契約をするものである。			
契 約 締 結 日	令和6年7月19日			
契 約 金 額	執行見込総額 810,914円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	基本的な健診の項目	7562円	100人	756,200
	医師の判断による追加項目 心電図検査	1650円	9人	14,850
	医師の判断による追加項目 眼底検査	1232円	2人	2,464
	追加健診 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）	253円	100人	25,300
	追加健診 尿潜血	0円	100人	0
	追加健診 尿酸	0円	100人	0
	追加健診 血清クレアチニン	0円	100人	0
	追加健診 血清アルブミン	121円	100人	12,100
	追加健診 eGFR	0円	100人	0

令和6年度 随意契約理由書

番 号	34
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 木之川内ダム水管理システム設備 第1～3警報局更新業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダムの関連施設として設置されている警報局に係る機器類の更 新業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本警報局は、木之川内ダムから河川放流する場合において、下流住 民、漁業従業者その他に対し、河川水位上昇の危険を通報することを目 的に設置されたものである。 上記事業者は、木之川内ダム建設事業の主体であり、かつ施設所有者 である国（農林水産省）の指定事業者である。木之川内ダムは、上記事 業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成された水管理 システムを使用しており、本業務の対象機器は同システムに連動してい るため、他の事業者では適切かつ確実な更新作業を実施することができ ない。 仮に他の事業者が本業務を行った場合、性能保証がされなくなるおそ れがあるほか、障害発生時の速やかな対応等の確実な履行が期待でき ず、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月19日
契 約 金 額	3, 9 0 5, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

35

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	畜犬管理システム再構築業務委託
案 件 の 概 要	畜犬管理システムの再構築を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、畜犬管理システムを仮想サーバー上に再構築するものである。 狂犬病予防法に基づき作成した約10,000頭の犬の登録原簿を、本市では専用の畜犬管理システムで管理している。当該システムを庁内システム用の仮想サーバに再構築し運用するものである。 当該システムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものでり、上記事業者はその構成を熟知しており、当該システムに必要なサーバの能力を把握していると共に、データの移行についても確実かつスムーズに行うことができ、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、当該システムの導入事業者と再構築事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月22日
契 約 金 額	1, 0 4 3, 3 5 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	36
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 田野頭首工ゲート設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	田野頭首工に据え付けてあるゲート設備の保守点検を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県宇土市松山町1974番地 [名 称] ニシダテクノサービス 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 田野頭首工に据え付けてあるゲート設備は、田野頭首工建設事業の主体であり施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し、導入している。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明確となるばかりでなく、頭首工施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月23日		
契 約 金 額	2, 0 9 0, 0 0 0円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	37
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	早水公園体育文化センター 弓道場・サブアリーナ・武道場空調機修繕		
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センターの弓道場、サブアリーナ及び武道場の空調設備の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市赤江飛江田701番地 [名 称] ダイキンHVACソリューション九州 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、早水公園体育文化センターの弓道場、サブアリーナ及び武道場の空調設備（以下「空調設備」という。）の修繕を行うものである。 令和4年8月の落雷の影響により、空調設備は、一括管理するためのコントロール系統の故障、ドレンポンプの不具合による排水不良、機械センサーの不具合による誤作動等が発生するようになった。そのため、現在は、制限をしながら空調利用をしている状態である。 上記事業者は、当該設備の施工事業者であり、設備や配管等を十分熟知しているほか、現在も当該施設の保守点検業務を実施しており、迅速で確実な対応が可能である。 仮に、他事業者が本修繕を行った場合、当該部品の発注、設備内容の把握から施工までに時間を要し速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がるおそれや、責任の所在も不明確となるおそれがある。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月23日		
契 約 金 額	3, 2 5 6, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

38

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場諸室等特殊分解洗浄業務委託
案 件 の 概 要	千葉ロッテマリーンズキャンプ実施に伴う都城運動公園野球場の諸室や壁面の特殊分解洗浄業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市清水2丁目2番10号 [名 称] 株式会社九建
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和7年2月に千葉ロッテマリーンズキャンプを都城運動公園で受入れるに当たり、キャンプ使用施設の整備が必要である。 都城運動公園野球場の諸室等の壁・床・天井や外壁は、経年劣化が進み、かつ、一般の汚れに加えカビや雨漏りによるシミ等でひどく汚れており、見た目が暗く、キャンプ環境としては支障をきたすおそれのある状況である。 本業務は経年劣化をしている施設を傷めず、長年蓄積されてきたカビ等の汚れを除菌・分解することでプロ野球球団にも安全かつ衛生的に使用していただくことを目的に実施するものである。 上記事業者の特殊分解洗浄「カビとり隊」という技術は、2020年に国土交通省の公共工事等における新技術活用システム「NETIS」の登録を受けているもので、従来の高圧洗浄での対応とは異なり、都城運動公園野球場の素材を傷めることなく、強固なカビを根元から除菌・分解してカビの再発生を抑制することができるため、安全面はもちろん、美観の持続にも効果を発揮する洗浄方法である。 また、上記事業者は2021年に宮崎県成長期待企業にも認定され、県内各自治体の道路や公共施設等の特殊分解洗浄業務を請け負っており、業務実績も十分である。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な実施が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月23日
契 約 金 額	2, 9 8 2, 1 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	39
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム 堤体挙動観測システム保守点検業務委託
案 件 の 概 要	木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムの保守点検を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県熊本市南区良町五丁目16番7号 [名 称] 株式会社中央精機
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 木之川内ダムに設置されている堤体挙動観測システムについては、木之川内ダム建設の事業主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し、導入したものである。 平成23年度から、都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し、設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来たす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月24日
契 約 金 額	1, 7 6 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	40
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市フォトギャラリーサイト構築運用業務委託		
案 件 の 概 要	フォトギャラリーサイトの構築及び運用業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市中村東3丁目5-2 南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、本市が保有する画像資料について、誰でも容易に検索、閲覧等が可能とするサイトを構築するためにそのデザインや分析が非常に重要な役割を担う。そのため、価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者から広く提案を受け、目的の達成に最も適した提案を評価するために、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、ホームページ等で公募したところ2者から応募があり、当該2者による技術提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を6月28日に実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月25日		
契 約 金 額	2, 7 0 6, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

41

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城泉ヶ丘高等学校テニスコート照明電源移設業務委託
案 件 の 概 要	都城泉ヶ丘高等学校テニスコート照明電源の移設等業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社 九南
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、泉ヶ丘高等学校旧プール跡にある、当該学校のテニスコート照明電源等を移設して配電ルートを変更するものである。 都城運動公園は、泉ヶ丘高等学校旧プール跡を公園区域として一体的に整備を進めるが、公園内に当該学校のテニスコート照明の電線、電柱が残置することとなるため、配電ルートを変更する必要がある。 本業務の遂行に当たっては、学校の授業や部活動等の利用への影響しないよう、限られた作業期間で、適正かつ迅速な作業実施が求められる。さらに、当該照明は老朽化も進んでいるため、作業中に不具合が生じる可能性も高く、慎重かつ適正な作業実施が求められる。 上記事業者は、当該学校のテニスコート照明に関し、日頃から修繕や点検等の業務を実施してきた実績があり、既存の配電ルート、電源、照明等の状況を十分に理解している。よって、迅速な作業実施が期待でき、学校の授業や部活動等の利用への影響も最小限に収めることができる。 さらに、万が一、作業中に当該照明に不具合が生じた場合においても責任の所在が明確となる。 以上のことから、上記事業者でなければ本業務の適正な執行が期待できないため、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月25日
契 約 金 額	1, 4 3 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	42
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール舞台照明設備修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの大ホールの舞台照明設備を修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区大名 1 - 1 4 - 4 5 [名 称] 丸茂電機 株式会社 福岡営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市総合文化ホールの舞台照明設備については、同ホール専用の仕様となっている。現在、舞台照明設備のうち、大ホールの調光装置は交換修繕時期である。 上記事業者は、都城市総合文化ホールの舞台照明設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。 さらに、上記事業者は、舞台照明設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的な保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月25日
契 約 金 額	1 0 2 , 3 0 0 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	43
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修業務委託		
案 件 の 概 要	マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字等を表記することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、住民票に氏名等の振り仮名を記載するため、住民基本台帳システムを改修するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字等を表記することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、住民票に氏名等の振り仮名を記載するため、住民基本台帳システムを改修するものである。 本市の住民基本台帳システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月26日		
契 約 金 額	8, 3 0 5, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	44
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	木之川内ダム水管理制御設備ケーブル修繕
案 件 の 概 要	木之川内ダムに据え付けてある水管理制御設備を修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該水管理制御設備は、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。 また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合の責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダムの施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年7月26日
契 約 金 額	528,880円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	45
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)		
契 約 案 件 名	友愛園 洗濯室給水管漏水に伴う配管布設替修繕		
案 件 の 概 要	高城養護老人ホーム友愛園の洗濯室の給水管から漏水しているため、給水管の布設替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町4509番地1 [名 称] 有限会社 四季設備		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 養護老人ホーム友愛園は、指定管理者によって運営されている。 施設は市の管理する施設のため修繕等の契約、経費等は市で行うこととなっている。 今回の洗濯室の給水管からの漏水は、5月から6月分の水道料が前回までの4倍近くになっていることから判明した。当初漏水箇所が分からなかったことから、早急に業者による調査を行い、漏水箇所を特定し漏水を止める必要がある。 指定管理者が先行し、空調等配管の管理を年間で委託している上記業者に漏水の調査を依頼し、調査した結果、給水管の布設替修繕をする必要があることが判明した。現在も漏水を止める応急処置もできない状況であるため早急に給水管の布設替え修繕を行う必要がある。 上記業者は、漏水の調査を行い、漏水の場所や状況についても把握しており、布設替修繕の速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月29日		
契 約 金 額	733,370円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	46
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	四方面山紅葉の森維持管理業務委託		
案 件 の 概 要	山田町山田四方面山整備区域の下草整備に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務を実施するためには、通常の草刈り業務等とは異なり、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ、山林という現場に精通していなければならない、受注者には経験豊富な人材と組織力が求められる。 上記事業者は、類似業務に豊富な実績を有し、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行が可能な唯一の事業者である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月30日		
契 約 金 額	1, 5 9 2, 8 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	47
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)		
契 約 案 件 名	雑用空気圧縮機取替外修繕		
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの機械設備（空気圧縮機、圧縮梱包機等）を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府大阪市淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市リサイクルプラザにおいて、施設の安全性の確保及び機能を維持するための修繕である。 主な修繕項目は、清掃などの雑用及び脱じん用の空気圧縮機、資源ごみの圧縮梱包を行う機械等である。 上記の機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。 仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達に困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、修繕後の機械設備についても性能保証を得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月31日		
契 約 金 額	35,200,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	48
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険 1 8 歳から 3 9 歳までの健康診査業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年度内に 1 8 歳から 3 9 歳までの年齢に到達する都城市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 8 街区 2 3 号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務の履行に当たっては、これまで都城健康サービスセンターに委託しており、過去のデータを追跡管理し、事後指導にも活用するためには同じ健診機関にて引き続き実施することが望ましい。 以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月31日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 4 6 2, 5 0 0 円		
	単価契約	単価	予定数量 合計
	健康診査	6925 円	500 人 3, 462, 500

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	49
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	千葉ロッテ「キャンプ地 都城」プロモーション業務委託		
案 件 の 概 要	千葉マリンスタジアムで開催される「キャンプ地 都城」のプロモーション業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市都北町5 2 2 5 番地 1 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和7年2月より千葉ロッテマリーンズキャンプを都城市で実施するに当たって、「キャンプ地 都城」を千葉ロッテマリーンズの本拠地である千葉マリンスタジアムでプロモーションするものである。 令和7年2月に予定している千葉ロッテマリーンズキャンプは、令和5年、令和6年に実施された読売巨人軍キャンプと同様、民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）が中心となり、おもてなし等を実施する見込みである。 令和7年2月から開始予定の千葉ロッテマリーンズのキャンプへ、より多くのファンや来場者を誘客するためには、球団本拠地での効果的なプロモーションの実施が必要である。 また、今後、キャンプを継続的に実施していただくためには、球団との関係性をより強固なものとすることは非常に重要であり、おもてなし等を行う予定の協力会に本業務を委託することで、効果的に関係性が構築されることが期待できる。 以上の理由により、協力会と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和6年7月31日		
契 約 金 額	4, 1 4 9, 8 6 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

50

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	省力・省コスト・省資源で循環する次世代型畜産の試験研究に関する業務委託
案 件 の 概 要	農畜産業の振興に向け、畜産現場における本市の課題を探究し、畜産従事者や指導者等の資質向上に向けたリカレント教育及び調査研究を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 [名 称] 国立大学法人 宮崎大学
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市の農畜産業の振興に向け、畜産現場における本市の課題を探究し、畜産従事者や指導者等の資質向上に向けリカレント教育を実施するとともに、本市の畜産業の課題である下記の3項目について調査研究を行うものである。 ○畜舎排水の高度浄化装置の開発とその再利用に関する研究 ○暖地型イネ科牧草ローズグラスとの混播条件下における飼料用ダイズの収量性 ○妊娠牛における検診体制と難産予測技術の開発 上記法人と本市は、平成30年度に地域産業の振興、雇用促進による若者の地元定着、地域活性化や市民サービスの向上等を目的として、包括連携協定を締結しており、本業務は、この協定に基づく事業の一環でもあり、契約の相手は特定される。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月1日
契 約 金 額	3, 3 0 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	51
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市人事給与システム改修業務委託
案 件 の 概 要	児童手当法の一部改正により、児童手当の所得制限の撤廃、支給対象の拡大、支払回数の変更等の拡充が行われる。職員に対する児童手当の支給もそれらの法改正に対応するため人事給与システム改修業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市中村東三丁目5-2 南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本システムは、上記事業者が導入したものであり、保守業務も同事業者に委託を行っているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者に本業務を委託した場合、システム改修の確実な実施は困難であり、児童手当処理事務に支障をきたすおそれが高い。 また、導入と改修の事業者が異なることにより責任の所在が不明確となりシステムトラブルが起こった場合の迅速な対応も期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月1日
契 約 金 額	1, 2 3 2, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	52
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	令和6年単独災 道添地区 仮設電気工事		
案 件 の 概 要	令和6年6月27日の豪雨により、山腹崩壊に伴う用水路が被災したため、これに代わる用水に必要な仮設電気工事を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市太郎坊町6835番地49 [名 称] 株式会社 桜		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 令和6年6月27日の豪雨により、現在、用水路が約60mにわたり流失しており、下流域の約6haの水田に用水できない状況にある。そのため仮設用水を被災地に最も近い庄内川から取水を行うには、九州電力への申込業務、仮設動力ケーブルの設置及び水中ポンプへの接続が急務となるが、競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能と確認がとれた上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月1日		
契 約 金 額	1, 1 4 2, 9 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

53

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	ウイルス対策ソフト導入業務委託
案 件 の 概 要	校務用パソコンのウイルス対策ソフトの更新を行うため、ライセンス取得及びそれに伴うバージョンアップ等作業を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、都城市内の各小中学校に整備されているネットワークに接続する校務用パソコンにインストールしているウイルス対策ソフトの更新に関する業務を委託するものである。 ウィルス対策ソフトの更新は、ネットワークを安全に運用するため 必要不可欠な作業であるが、同ネットワークは上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、ウィルス対策ソフトについても上記事業者が導入・設定したものである。 本業務を上記事業者以外の事業者へ委託した場合、バージョンアップ等作業により障害が発生した際に迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となるため、同事業者が今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月1日
契 約 金 額	3, 3 8 5, 2 5 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	54
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市美術展作品展示撤去等業務委託
案 件 の 概 要	都城市美術展において出品された作品の展示及び撤去業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通2丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市立美術館で開催される市美術展に出品される作品の展示及び撤去を行うものである。 本業務の履行に当たっては、美術作品の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。 しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、都城市の競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は1者しかいない。 そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月2日
契 約 金 額	8 0 9 , 7 4 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号 55

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	市政PR広告業務
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。 なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 各新聞社の市内販売部数（令和6年6月時点） 1. 宮崎日日新聞 22, 267部 2. 朝日新聞 1, 925部 3. 毎日新聞 2, 771部 4. 読売新聞 3, 862部 5. 日経新聞 765部
契 約 締 結 日	令和6年8月5日
契 約 金 額	1, 622, 500円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 56

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市DXチャレンジプロジェクト業務委託 (車両広告「WithDrive」を活用したmeat tourism認知拡大)
案 件 の 概 要	都城市DXチャレンジプロジェクト業務委託として「車両広告「WithDrive」を活用したmeat tourism認知拡大」に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県川崎市中原区木月一丁目32番3号 [名 称] 株式会社Essen
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市が抱える各種課題をAIやIoT等の先端技術等によって解決すること、また都城市において地方や自治体の未来を変えるような先端技術を先駆的に導入するチャレンジ精神のある企業の成長を支援することで、都城モデルの事業を確立するとともに、市民サービスの向上、行政の効率化、域内経済の活性化等を図ることを目的とする業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力、提案力が必要であるため、コンペ方式により選定を行うこととした。 本コンペは令和6年4月8日に市のホームページに実施要領等を掲載し、その結果、当該事業者から応募があり、参加資格審査会を経て、当該事業者による企画提案書に基づく書類審査を7月22日(月)に実施した。 書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月6日
契 約 金 額	2, 2 0 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号 57

担 当 課	〔部 課 等 名〕観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 〔電 話 番 号〕0986-23-2615（直通）
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぱ 家族湯棟浴室空調機取替修繕
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぱの家族湯棟浴室空調機を取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	〔所 在 地〕都城市上水流町2482番地1 〔名 称〕有限会社 宮電
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本修繕は、かかしの里ゆぼっぱの家族湯棟浴室空調機を取替修繕を行うものである。 家族湯12部屋は平成22年から営業しており、現在14年目となる。空調機の不調により昨年度2部屋、今年度2部屋空調機を取替修繕を実施した。 また、取替修繕を実施していない8部屋の空調のうち、本年度に入り、4部屋で不具合が生じ、残り4部屋も冷房の効きが悪い状態となっている。 8月は夏休み・お盆により利用者が多い時期であることに加え、気温も高いことから、快適に利用していただくためには早急に修繕する必要があり、入札に付する時間的余裕はない。 上記事業者は、昨年度・今年度の空調機を取替修繕を行っている事業者であり、現在の家族湯の空調機の状況を十分把握しており、効率よく修繕に当たることが可能である。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月6日
契 約 金 額	2,722,500円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	58
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城運動公園テニスコート完成記念式典運営業務委託		
案 件 の 概 要	都城運動公園テニスコート完成記念式典の運営業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2753番地5 [名 称] 株式会社AVC放送開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城運動公園テニスコート完成記念式典の運営業務を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、イベントの計画から運営までを行った実績があり、かつ、タレントに式典に出演していただくために、その所属タレント事務所等と調整を行うことができることが必須要件である。 しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に1者しか登録されていない。 そこで、競争入札に代え、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者を含めた3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものです。		
契 約 締 結 日	令和6年8月6日		
契 約 金 額	6, 0 4 0, 2 1 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	59
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直通)
契 約 案 件 名	中郷保育所 業務用エアコン取替修繕
案 件 の 概 要	中郷保育所の調理室の業務用エアコンを取替修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市安久町5 7 2 3 番地 3 [名 称] 有限会社 上野電設工業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 保育所の調理室にある業務用エアコンは、経年劣化及び昨今の猛暑により正常に作動しておらず、早急に取替修繕する必要がある。しかし、競争入札に付した場合、お盆の時期に差し掛かりメーカーが対応に時間を要し、修繕完了まで長期化する恐れがある。 そのため、本件については、競争入札に付する時間的余裕がないことから、3者による見積合わせによる競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月7日
契 約 金 額	1, 2 1 0, 0 0 0円

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	60
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツ P R 部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	青井岳キャンプ場給水加圧ポンプ取替修繕		
案 件 の 概 要	青井岳キャンプ場の給水加圧ポンプの取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口 3 8 0 4 番地 1 [名 称] 株式会社 日建開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本修繕は、青井岳キャンプ場の給水加圧ポンプの取替修繕を行うものである。 青井岳キャンプ場の給水加圧ポンプは、通常2台で運用するところ、うち1台が故障したため、残りの1台に負荷が集中している状況である。 さらに、2台とも同時期に設置している設備であることから、残りの1台についても、いつ故障してもおかしくない状況である。 キャンプシーズンを迎え、残る1台のポンプが故障しては、キャンプ場を休業せざる得ない状況となることから、早急に修繕する必要がある、入札に付する時間的余裕がない。 また、上記事業者は、発注後1週間程度と迅速に対応可能であり、過去青井岳キャンプ場の修繕実績もある事業者である。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月9日		
契 約 金 額	1, 0 8 9, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 61

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	川の駅公園 特殊自転車
案 件 の 概 要	川の駅公園で使用する特殊自転車（ファミリーサイクル等のおもしろ自転車）の購入
契約の相手方	[所 在 地] 都城市鷹尾5丁目1-21 [名 称] 宮崎県自転車商協同組合 都城支部
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 川の駅公園では、おもしろ自転車等の特殊自転車やマウンテンバイク等の各種自転車を多数保有しており、市内外の多くの子供連れ等の住人に親しまれている。 これらの各種自転車は、不特定多数の者が使用するため消耗も激しく、安全のための適切なメンテナンスが必須である。 上記組合は都城市内において自転車業を営む多くの事業者が在籍する組合であり、豊富な実績と技術を有している。また、川の駅公園の各種自転車の販売や修繕を長年行っているため、購入後の定期的なメンテナンスや故障した際に迅速な対応が可能である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月9日
契 約 金 額	1, 4 6 3, 1 1 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

62

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 自動ドア修繕
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置している自動ドアのうち33台の修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大塚町宮田2875番1 [名 称] オリエント産業株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城学校給食センターでは、調理中における衛生面の観点（素手でドアノブを触り、菌等が手に付着することの防止）から81台の自動ドアを設置している。 6月に現在設置している自動ドアの点検を行ったところ、28台の自動ドアの戸先ゴム片引きと、5台の戸先ゴム引き分けが経年劣化により、取替修繕が必要であることが判明した。片引きゴムは、自動ドアが閉じた時に隙間が出ないようにし、衛生害虫の侵入を防止するためのもので、剥がれがあると衛生害虫が侵入する恐れがあることから、修繕が必要である。 本修繕は、自動ドアの戸先ゴム片引き及び戸先ゴム引き分けの取替えを行うものであるが、取替修繕を行う際の機材は、製造メーカー代理店のみが所有している。 上記事業者は、製造メーカーの販売、施行、保守に関する九州地区の総代理店であり、取替修繕を行う機材を保有する県内唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月9日
契 約 金 額	761,200円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	63
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館特別展「室町時代の文化と南九州一動乱の世の島津氏・北郷氏一」用宣材等制作の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町 1 6 1 8 番地 [名 称] 株式会社都城印刷
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。 本コンペは、令和6年7月23日に3者に対してコンペの実施を通知し、その結果3者から応募があり、参加資格審査を経て、当該3者による技術提案書に基づく書類審査を8月7日に実施した。本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月9日
契 約 金 額	1, 7 5 6, 7 0 0 円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

64

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	ソフトバンクふるさと納税プロモーション業務委託 (9 ・ 1 1 ・ 1 2 月)
案 件 の 概 要	本市のふるさと納税寄附額増を目的として、We b プロモーション実施に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 [名 称] ソフトバンク株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、We b プロモーションを実施し、本市のふるさと納税寄附額の増加を目的とするものである。 その手段として、様々なターゲットに絞って訴求することが容易であり、費用対効果を検証しやすいWE B 広告を実施するものである。 ふるさと納税におけるWE B 広告は、大手ECサイトや検索サイトに広告を掲載し、寄附の 9 割を占める 4 大ポータルサイト (楽天・チョイス・さとふる・ふるなび) への導線を確保することが重要であるが、上記事業者は、3 大ECサイトの一つであるヤフーショッピングや 3 大検索サイトの一つであるヤフーの運営会社の親会社であり、また、4 大ポータルサイトのうち 3 サイト (チョイス・さとふる・ふるなび) への導線となるWE B 広告を実施することができるため、非常に高い広告効果が期待でき、他者には真似できないものである。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 1 5 日
契 約 金 額	2 7 , 6 1 7 , 8 1 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	65																																												
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6 (直通)																																														
契 約 案 件 名	軽自動車税申告書パンチデータ作成業務委託																																														
案 件 の 概 要	軽自動車税申告書のパンチデータ作成業務を委託するもの																																														
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字田吉 6 3 0 7 番地 2 [名 称] 株式会社ソフトテックス																																														
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、単価契約により複数帳票のデータパンチ業務を委託するものであるが、同一期間内で帳票ごとに別々に処理を行うと、基幹システムへデータの取り込みを行う際にパンチデータ統合時の不具合や、課税ミスに繋がる可能性が高くなる。そのため、落札業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。 このような事態を避けるため、入札に代え、当該3者での見積合わせを行うことにより決定することとし、3者から見積書を徴した結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。																																														
契 約 締 結 日	令和6年8月16日																																														
契 約 金 額	執行見込総額 1, 7 9 3, 8 0 3 円 <table><tr><td>複数単価契約</td><td>単価</td><td>予定数量</td><td>合計</td></tr><tr><td>廃車（義務者変更による）（税抜）</td><td>25 円</td><td>1800 枚</td><td>45,000</td></tr><tr><td>廃車（税抜）</td><td>25 円</td><td>4420 枚</td><td>110,500</td></tr><tr><td>廃車（転出廃車＋標識番号変更）（税抜）</td><td>25 円</td><td>300 枚</td><td>7,500</td></tr><tr><td>転出廃車（A4）（税抜）</td><td>70 円</td><td>720 枚</td><td>50,400</td></tr><tr><td>転出廃車（A5）（税抜）</td><td>45 円</td><td>920 枚</td><td>41,400</td></tr><tr><td>名義変更（義務者）のみ（税抜）</td><td>80 円</td><td>3335 枚</td><td>266,800</td></tr><tr><td>名義変更（義務者）+標識番号変更（税抜）</td><td>95 円</td><td>660 枚</td><td>62,700</td></tr><tr><td>新規登録（税抜）</td><td>99 円</td><td>9970 枚</td><td>987,030</td></tr><tr><td>標識番号変更のみ（税抜）</td><td>55 円</td><td>660 枚</td><td>36,300</td></tr><tr><td>その他変更（税抜）</td><td>35 円</td><td>660 枚</td><td>23,100</td></tr></table>			複数単価契約	単価	予定数量	合計	廃車（義務者変更による）（税抜）	25 円	1800 枚	45,000	廃車（税抜）	25 円	4420 枚	110,500	廃車（転出廃車＋標識番号変更）（税抜）	25 円	300 枚	7,500	転出廃車（A4）（税抜）	70 円	720 枚	50,400	転出廃車（A5）（税抜）	45 円	920 枚	41,400	名義変更（義務者）のみ（税抜）	80 円	3335 枚	266,800	名義変更（義務者）+標識番号変更（税抜）	95 円	660 枚	62,700	新規登録（税抜）	99 円	9970 枚	987,030	標識番号変更のみ（税抜）	55 円	660 枚	36,300	その他変更（税抜）	35 円	660 枚	23,100
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																												
廃車（義務者変更による）（税抜）	25 円	1800 枚	45,000																																												
廃車（税抜）	25 円	4420 枚	110,500																																												
廃車（転出廃車＋標識番号変更）（税抜）	25 円	300 枚	7,500																																												
転出廃車（A4）（税抜）	70 円	720 枚	50,400																																												
転出廃車（A5）（税抜）	45 円	920 枚	41,400																																												
名義変更（義務者）のみ（税抜）	80 円	3335 枚	266,800																																												
名義変更（義務者）+標識番号変更（税抜）	95 円	660 枚	62,700																																												
新規登録（税抜）	99 円	9970 枚	987,030																																												
標識番号変更のみ（税抜）	55 円	660 枚	36,300																																												
その他変更（税抜）	35 円	660 枚	23,100																																												

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	66
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	極上和牛と焼酎マルシェ運営業務委託		
案 件 の 概 要	本業務は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城で開催されるイベント「極上和牛と焼酎マルシェ」の運営業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市橘通東四丁目1番2号 [名 称] 株式会社MR Tアド		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城で開催される「極上和牛と焼酎マルシェ」におけるイベント全般に係る企画調整から実施、会場運営、警備、広報及びアンケート等までを総合的に実施するものである。 上記事業者は、令和5年4月のプレオープン記念事業管理運営業務委託及び令和5年11月のグランドオープン記念事業管理運営業務委託の受託者であり、市内外から多数のお客様が訪れるとともに、多くの来賓も参列した市内でも最大規模といえるこのイベントにおいて、事故や混乱等なく無事に遂行した実績を持つ。 また、上記プレオープン及びグランドオープンイベントにおいては、施設コンセプト等全体を統括する原プロジェクトマネージャーの意図を組み込みながら制作した各種成果物（市内出身アーティストによる制作物、広告宣伝用の動画、写真、デザインなどの各種データ等）が存在するとともに、施設の地理的特性や設備特性等を考慮しながら関係各所と練り上げた警備計画、駐車計画などのノウハウ等も蓄積されたことから、本件イベントにおいて、経済的かつ効率的にその資材等を活用することが有用である。 以上の理由により、本件業務委託に当たり、適切かつ確実に履行できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月16日		
契 約 金 額	11,000,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	67
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)		
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぱ泉源制御機器取替修繕		
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぱ泉源制御機器を更新するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、かかしの里ゆぼっぱの泉源制御機器の修繕・更新を行うものであり、同機器は、平成5年から使用しているもので老朽化も進んでおり、早急な修繕・更新が必要な状況となっている。 泉源制御機器のシステムは、当初設置した事業者が独自開発したものであるが、令和7年3月にこの当初設置事業者が廃業することが決定しており、すでに新たな修繕依頼には応じていただけない状況である。 上記事業者は泉源制御機器も取り扱っているほか、毎月の温泉設備点検や更新に加え、源泉の保守管理を行っており、ゆぼっぱの源泉関連設備に精通している事業者である。 仮に、上記事業者以外が本修繕を行うと、不具合発生時、修繕実施事業者と保守事業者の2業者による検査が必要となり、不具合解消に時間を要する可能性が高まることに加え、責任の所在も不明確となる。 一方、上記事業者は、不具合発生時においても、上記事業者は24時間365日対応可能であり、源泉から温泉施設設備を一括管理することにより不具合の早急な解決が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月16日		
契 約 金 額	1, 443, 200円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	68
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場ワイヤーカーテンネット設置業務委託		
案 件 の 概 要	プロ野球キャンプ実施に伴う都城運動公園野球場バックネットへの打撃用ワイヤーカーテンネットの設置業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江 1 2 4 2 番地 5 [名 称] 株式会社宮崎総合スポーツ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和7年2月にプロ野球キャンプを都城運動公園で受入れるに当たり、キャンプ使用施設の整備が必要である。 本業務は当該プロ野球球団の要望により、都城運動公園野球場バックネットに、打撃練習用のワイヤーカーテンネットを取り付けることを目的に実施するものである。 都城運動公園野球場は各種試合はもちろん、みやざきフェニックス・リーグなどのプロ野球試合実績もある。今後もプロ野球による試合想定をしていることから、本ワイヤーカーテンネットは試合に支障をきたす常設のものではなく、取り外しが可能な特殊な仕様とする必要がある。 上記事業者は、宮崎市のプロ野球受入キャンプ施設のバックネットへのワイヤーカーテンネットの取付実績と、前述の特殊仕様にも対応した実績もあり、本業務を熟知していることから、球団の要望等にも応えられ、本業務の適切かつ確実な履行が期待できる者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月16日		
契 約 金 額	1, 0 3 4, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

69

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館特別展に係る借用資料搬送業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館特別展に係る展示において、他館から借用する史料の借用・返却に係る搬送と展示及び撤去業務並びに保険加入業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城島津伝承館特別展に係る展示において、他館から借用する史料の借用及び返却に係る梱包・搬送から展示及び撤去並びに保険加入業務を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、他館が所有する史料を借用・展示する場合において、文化財搬送に必要な美術専用車及び文化財の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。 しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、また、これらの事業者のうち1者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない。 そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者がより安価な見積額を提示した。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月16日
契 約 金 額	3, 7 4 1, 2 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	70
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	沖水小校舎ネットワーク機器移設外業務委託		
案 件 の 概 要	沖水小の新增築校舎にネットワーク機器を移設及び設定・動作確認をするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている情報ネットワーク機器は、上記事業者が導入及び設置を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することができる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワーク内の機器にネットワークの導入事業者以外の事業者が作業した部分が混在することになり障害発生時迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月19日		
契 約 金 額	535,700円		

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

71

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	第 1 5 回都城民俗芸能祭発表会等開催業務委託
案 件 の 概 要	本市の貴重な文化遺産を後世に伝えていくために、日頃地域で活動している民俗芸能保存会が、広く市民にその芸能を披露するための場として民俗芸能祭を開催する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市北原町 1 1 0 6 番地 1 0 0 [名 称] 公益財団法人 都城市文化振興財団
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記法人は、都城市とその周辺地域における芸術文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な芸術文化活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、古くから霧島盆地地域に伝わる「民俗芸能」を広く市民に披露するためのものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致する。また、同法人のほかに本事業を実施可能とする施設を有する団体はない。 以上の理由により、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 2 0 日
契 約 金 額	1, 6 1 5, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	72
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	高崎中火災受信機取替修繕 (雷害)		
案 件 の 概 要	高崎中学校の消防用設備の落雷による損傷により、火災受信機の使用ができないため、取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都原町7361番地5 [名 称] エースサービス		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当		
	高崎中学校の消防用設備が令和6年8月8日の落雷により被災した。 上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。 現在、火災受信機が正常に機能しておらず、火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。 この点、上記事業者は今年度同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知しており、早急な対応が可能であることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月20日		
契 約 金 額	1, 1 8 8, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	73
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	梅北小火災受信機修繕 (雷害)		
案 件 の 概 要	梅北小学校の消防用設備の落雷による損傷により、火災受信機の使用ができないため、取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市梅北町9 6 7 8 番地 [名 称] 上野消防設備		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 梅北小学校の消防用設備が令和6年8月8日の落雷により被災した。 上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。 現在、火災受信機が正常に機能しておらず、火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。 この点、上記事業者は今年度同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知しており、早急な対応が可能であることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月20日		
契 約 金 額	684,200円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	74
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕総務部 市民税課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－2 3－7 1 6 9（直通）		
契 約 案 件 名	市民税帳票パンチ業務委託		
案 件 の 概 要	給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のパンチ入力業務を委託するもの		
契約の相手方	〔所 在 地〕宮崎市大字恒久字小橋4 4 0 0 番地4 〔名 称〕株式会社データシステム		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、一体となった2種類の帳票のデータパンチ業務を単価契約により委託するものであるが、帳票ごとに通常の競争入札を実施し、落札業者が異なることとなった場合、本業務を円滑に遂行することが極めて困難になる。 給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のデータパンチ入力を同じ事業者へ委託するものとし、競争入札に代え、帳票ごとのデータパンチ入力に係る委託料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月21日		
契 約 金 額	執行見込総額 4, 9 6 6, 3 2 4 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	給与支払報告書（税抜）	125 円	35,000 枚 4,375,000
	給与支払報告書（総括表）（税抜）	23 円	6,080 枚 139,840

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

75

担 当 課	[部 課 等 名] 都城市教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和 6 年度オーストラリア中等学校生受入業務委託
案 件 の 概 要	令和 6 年度オーストラリア中等学校生受入業務 (貸切バスの運行、諸経費の支払い事務の実施等) を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通東 4 - 7 - 2 8 [名 称] 株式会社JTB 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号該当 上記案件について、3 者を指名し競争入札を執行したところ、1 回目の入札が不落となり、施行令第167号の2第1項第8号の規定による不落随契の見積合わせの手続きまで行ったにも関わらず、不落のまま終了となった。 本来であれば改めて入札により受注者を決定すべきであるが、事業実施までに再度入札に付す時間的余裕がなかったため、競争入札に代え、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている 3 者での見積合わせを行うことにより決定することとした。 見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 2 1 日
契 約 金 額	1, 1 0 9, 6 5 8 円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

76

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市コミュニティセンター集会室南側空調圧縮機取替修繕
案 件 の 概 要	都城市コミュニティセンターの集会室南側空調機の圧縮機の取替修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県糟屋郡志免町南里 1 丁目 1 0 番 1 号 [名 称] ダイキン工業株式会社 九州サービス部 宮崎サービスステーション
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本修繕は、都城市コミュニティセンターの集会室南側空調機の圧縮機が、経年劣化により損傷しているため取替修繕を行うものである。 同施設は指定管理による管理がされている施設であり、市と指定管理者との契約上、1 0 万円未満の修繕は指定管理者が行うこととなっている。そのため、不具合発生直後、指定管理者より上記業者に室外機の調査を依頼し、調査した結果、圧縮機の異常が見られたため、本修繕が必要な状態であることが判明したものである。 現在、同空調機の不具合により、施設利用者に悪影響が発生しており、早急な修繕が必要な状況である。 上記業者は、既に室外機の調査を行い、室外機の場所や状況についても把握しており、速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 2 2 日
契 約 金 額	6 6 0 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号

77

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	プロ野球キャンプ受入に伴い、都城運動公園野球場の諸室に無線LANアクセスポイントを設置し、Wi-Fi通信環境を構築するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は都城運動公園に無線LANアクセスポイントを設置することで、プロ野球球団のキャンプ時のWi-Fi利用が可能となり、球団の動画転送や各種データ収集、オフィスワークに一役買ってくれる。また、2階観客席にもアクセスポイントを取り付け、一般の利用者・観客への対応も実現するものである。 無線LANアクセスポイントを設置するためには、光回線が開通していることが必要不可欠で、上記事業者は、野球場出入口に設置してある鍵ボックス（予約システム）構築時に光回線を敷設している。 仮に他の事業者の本業務を切り離して委託した場合、光回線敷設事業者と無線LANアクセスポイント設置事業者の2者が存在することになるため、通信障害等の不具合が生じた際、原因究明と復旧対応に遅れが生じる恐れがある。 このことから、本市待望のプロ野球キャンプに支障をきたすことがないように、より迅速な対応が求められることから、本業務は光回線敷設事業者である上記事業者に依頼する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月23日
契 約 金 額	2, 6 4 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	78
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	祝吉小複合受信機外取替修繕 (雷害)		
案 件 の 概 要	祝吉小学校の消防用設備の落雷による損傷により、複合受信機及び防火スクリーン設備の使用ができないため、取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山143番地2 [名 称] カミムラ電気防災		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 祝吉小学校の消防用設備が令和6年8月8日の落雷により被災した。 上記事業者が調査した結果、複合受信機及び防火スクリーン設備の損傷が判明した。 現在、複合受信機及び防火スクリーン設備が正常に機能しておらず、火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。 この点、上記事業者は、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知しており、早急な対応が可能であることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月23日		
契 約 金 額	1, 5 8 5, 1 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	79
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)		
契 約 案 件 名	消防業務賠償責任保険更新		
案 件 の 概 要	業務遂行に起因して、被保険者である当消防局が法律上の賠償責任を負うことにより被る被害や初期対応に要した費用を補償する保険への加入		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区麹町1-6-2 麹町1丁目ビル5F [名 称] 一般財団法人全国消防協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 消防法に定める消防局が実施する全ての業務を賠償対象とする賠償責任保険は、一般財団法人全国消防協会のみが取り扱っているため、同法人と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月23日		
契 約 金 額	558,150円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	80
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 契約課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 2 (直通)		
契 約 案 件 名	電子入札システム導入業務委託		
案 件 の 概 要	物品及び役務についての電子入札システム導入を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 1 2 番 2 2 号 [名 称] 株式会社 九州日立システムズ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、物品及び役務についての、電子入札システムの導入業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえた提案等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 その結果、1 者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1 者よる技術提案書に基づく審査を7月24日に実施した。 プレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月26日		
契 約 金 額	2, 5 8 9, 4 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	81
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 契約課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 2 (直通)
契 約 案 件 名	電子入札システム利用料
案 件 の 概 要	物品及び役務についての電子入札システムの利用料
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 1 2 番 2 2 号 [名 称] 株式会社 九州日立システムズ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本契約は、物品及び役務についての電子入札システムを利用するためのものである。当該システムの導入に当たっては、令和6年度に公募型プロポーザル方式で業者選定を実施した。 本システムは、上記事業者が開発し、運用しているものであり、契約の相手は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月26日
契 約 金 額	4 8 9 , 5 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	82
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	単災測 第1号 佐土原川 測量設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年6月21日豪雨により発生した河川災害復旧工事のための測量設計調査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町5511番地4 [名 称] 株式会社 コスモエンジニアリング		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は令和6年6月21日豪雨により発生した佐土原川河川災害復旧工事のための測量設計業務委託である。 災害が発生した佐土原川は、河川護岸が崩壊し、背後地である道路の全面通行止めを行っている。被災した護岸は地山が露出し非常に不安定な状況であり、早急に対処しなければさらに被害が拡大する可能性が極めて高い。 災害復旧を行うに当たり、図面作成・復旧工法検討を早急に行わなければならない。本件については、競争入札に付する時間的余裕がない。 以上のことから、早急に対応が可能として都城地区建設コンサルタント協会から紹介のあった上記業者と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月26日		
契 約 金 額	3, 4 1 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 83

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター厨房機器等保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置されている厨房機器等の保守点検に関する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市若葉町54号7番地東ビル505号室 [名 称] 株式会社アイホー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城学校給食センターの厨房機器一式の保守点検を行うものである。 都城学校給食センターで使用している厨房機器は、全て株式会社アイホー社製であり、開設時に調理機器等厨房機器全般において採用されたものである。 株式会社アイホー社製の厨房機器は、その構造や設計が他社製品と異なるため専門的な知識と技術が必要である。また、厨房機器には専用部品が使用されており、これらの部品は株式会社アイホーからのみ供給される。適正な運用を続けるには正規部品の使用による点検・修理が必要であり、厨房機器の適正な運用と長寿命化を図るため、専門的な知識と技術を有する技術者による定期的な保守点検が不可欠である。 仮に他業者に保守点検業務を委託した場合、故障が発生した際に修繕に要する費用が高額となる恐れがある。 以上の理由から、株式会社アイホーの市内唯一の取扱業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月26日
契 約 金 額	3, 9 6 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

84

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	落雷に伴う中央地区立体自動車駐車場エレベーター修繕
案 件 の 概 要	落雷により不具合の生じている中央地区立体自動車駐車場のエレベーター1号機及び2号機の基盤等の部品交換を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和6年8月8日の落雷に伴い、中央地区立体自動車駐車場のエレベーター1号機及び2号機の基盤等の一部に不具合が生じ、運転停止となった。 その後、緊急対応として、仮の基盤等を用いて復旧していますが、施設利用者の安全を鑑みると、早急に本格的な修繕が必要である。 上記事業者は、同施設の設置当初からエレベーター保守点検に携わっており、また、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結している。 さらに、当該施設の施工を行った事業者であることから、施設の構造を十分に理解しており、修繕について迅速かつ的確に実施することが可能である。 仮に、他の事業者が本業務を行った場合、事故発生時の責任の所在が不明確になるおそれがあるほか、性能保証が得られなくなるおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月27日
契 約 金 額	3, 1 4 0, 5 0 0円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	85
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城広域ICTを活用した採用セミナー開催業務委託
案 件 の 概 要	企業等における I C T の実態を把握するとともに、参加する企業等の担当者が採用活動における実践的な I C T 活用を学ぶセミナーの開催業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方 2 7 5 3 番地 5 [名 称] 株式会社 A V C 放送開発
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、3 者を指名し競争入札を行ったが、3 回目の入札においても不落であったため、不落随契によることとした。 入札参加者のうち、2 者が見積参加を希望したため、2 者から見積書を徴し、2 者のうち最も見積額の低かった上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 2 7 日
契 約 金 額	9 3 5 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	86
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙における選挙公報		
案 件 の 概 要	令和6年11月17日執行の都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、都城市選挙公報の発行に関する条例第2条に基づき発行する選挙公報を印刷するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目1番33号 [名 称] 株式会社 宮崎日日新聞社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 選挙公報については、候補者からの原稿を告示日に締切り、発注者の立会いの上で印刷を行い、印刷された選挙公報を市内で配布される新聞への折込み又は市内の事業所に配布することで有権者に公報する。そのため、可能な限り早く有権者に配布する必要がある、印刷を受注する事業者については、できるだけ市内に近い事業者であることが望ましい。 また、県内で新聞紙の印刷が可能な事業者は、上記事業者と延岡市にある事業者の2者だけである。 上記事業者は、本市により近く、打合せ及び印刷立会いが実施しやすい。また、受注実績も有しているため、本業務の正確かつ確実な履行が可能と認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月27日		
契 約 金 額	1, 5 0 1, 5 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番号

87

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園フェンス等設置業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園の宿泊利用者専用エリアに目隠しフェンス等を設置するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市上長飯町5427番地1 [名 称] 大淀開発 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、関之尾公園の宿泊者専用エリアに、目隠しフェンス等を設置するものである。 当該公園は令和6年4月にリニューアルオープンしたところであるが、宿泊利用者専用エリアについて、宿泊利用者以外の者が入らないように、案内標識やカラーコーンを設置しているにもかかわらず、宿泊者ではない公園利用者による侵入が発生し、宿泊利用者から苦言をいただいている状況である。 一方、公園利用者からも、公園を周遊できないとの意見がでており、施設管理者として宿泊利用者、公園利用者への対応が必要であることから、早急に目隠しフェンス等の設置を行い、公園利用者と宿泊利用者の動線を分離する必要がある。 本業務について、複数者に見積依頼をしたが、上記事業者以外の者からは断られた経緯があることに加え、上記事業者は、類似の案件の実績を有しており、本事業者以外に、早期に確実な履行が見込める者はいない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和6年8月28日
契 約 金 額	6,105,000円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	88
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	県単かん排 第1号 上高第2地区ワイヤー式転倒ゲート改修工事		
案 件 の 概 要	上高第2地区ワイヤー式転倒ゲートの改修工事を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県宇土市松山町1974番地 [名 称] ニシダテクノサービス 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 水門整備に使用されるゲートは、ニシダテクノサービス株式会社の製品であり、他メーカーでは構造に違いがあるため、上記事業者でなければ、適切に改修工事を行うことができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月30日		
契 約 金 額	4, 1 8 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	89
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市高城生涯学習センター舞台機構設備電気制御機器類取替修繕		
案 件 の 概 要	高城生涯学習センター多目的研修室の舞台機構設備を制御する操作盤及び制御盤を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市南区大楠2丁目13番7号 [名 称] 株式会社サンケン・エンジニアリング		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高城生涯学習センター多目的研修室の舞台機構設備については、同室専用の仕様となっている。 現在、舞台機構設備は、設置から15年が経過し、経年劣化もみられることから、修繕が必要な状況となっている。 上記事業者は、高城生涯学習センター多目的研修室の舞台機構設備について、当初から設計・施工に携わっているため、当該設備を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。 さらに、上記事業者は、舞台機構設備について、保守点検業務委託契約を締結しており、保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月30日		
契 約 金 額	2, 8 5 3, 4 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	90
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	県単かん排 第2号 上高第3地区転倒ゲート改修工事		
案 件 の 概 要	上高第3地区転倒ゲートの改修工事を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県宇土市松山町1974番地 [名 称] ニシダテクノサービス 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 水門整備に使用されるゲートは、ニシダテクノサービス株式会社の製品であり、他メーカーでは構造に違いがあるため、上記事業者でなければ、適切に改修工事を行うことができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年8月30日		
契 約 金 額	1, 4 9 6, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	91
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 （直通）			
契 約 案 件 名	H P Vワクチン時間外接種業務委託単価契約			
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第 2 条第 2 項11号に掲げるヒトパピローマウイルス感染症について、一般社団法人都城市北諸県郡医師会と締結している予防接種業務委託契約に基づき、医療機関において通常診療時間外に予防接種を実施するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市には、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年9月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 2, 6 0 5, 4 0 0 円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	時間外接種の実施（30分当たり）	10000 円	259 単位	2, 590, 000
	事務手数料	550 円	28 件	15, 400

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	92
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	母智丘公園倒木撤去業務委託		
案 件 の 概 要	母智丘公園の倒木撤去業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市梅北町7213番地の2 [名 称] 岩本緑地		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は令和6年8月29日の台風10号により発生した倒木を撤去するものである。倒木の箇所は、駐車場及び並木道であり、公園利用や並木道の通行に支障が生じている。 利用者の安全を確保するため、早急に倒木撤去をする必要があることから、競争入札に付する時間的余裕がない。 本業務について、他事業者に見積依頼をしたが、上記事業者以外の者からは断られた経緯があることに加え、上記事業者は同公園の樹木剪定業務を請け負っている事業者であり、本業務への速やかな体制構築と早急な対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月3日		
契 約 金 額	607,200円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	93
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	インフルエンザ予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	都城市内に住所を有する65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有する者に対するインフルエンザ予防接種業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、市内のどの医療機関がインフルエンザ予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、市郡内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月4日		
契 約 金 額	執行見込総額 103,401,655 円		
	複数単価契約	単価	予定数量
	一般	3185 円	29935
	生活保護法による被保護世帯の者	4585 円	400
	予診により接種不可となった者	2428 円	60
	事務委託料 (予診1人当たり)	200 円	30395
			合計
			95,342,975
			1,834,000
			145,680
			6,079,000

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	94
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	林単災 第2号 鳶ヶ岡線外倒木等撤去業務委託		
案 件 の 概 要	台風10号により発生した林道の倒木等撤去を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 台風10号に伴う暴風雨の影響により、林道沿線の雑木等が倒れ、林道を塞いでいる。沿線山林の施業に影響を与えているため、早急に倒木等を撤去する必要がある、入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、林道の維持管理を熟知し早期対応可能な上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月5日		
契 約 金 額	1, 0 4 3, 0 2 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	95
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市土木GIS土地利用データ変更等業務委託
案 件 の 概 要	土地利用の見直し等により生じた都市計画決定の内容を、土木GISに反映するため、都市計画情報に関するデータの作成や変更及びシステムの設定変更等を行う業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市土木GIS（以下「システム」という。）で利用する関連データの作成や変更及び設定変更を含むシステムの調整を行うものである。当該システムは、土木部や上下水道局が保有する重要なデータや他のシステムとの連携で運用しており、上記事業者が開発、導入及び設定を行っている。 本業務の履行は、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有することや、設定内容を十分に理解している必要があり、システムの開発、導入及び設定を行った上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。 仮に、他の事業者が本業務を履行した場合は、他のシステムとの連携障害、トラブル発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障がでるおそれがある。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月5日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	96
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)		
契 約 案 件 名	南消防署救急トレーニング室照明器具修繕		
案 件 の 概 要	南消防署救急トレーニング室の照明器具を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早水町9号5番地2 [名 称] 第一設備工業 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、6者を指名し競争入札を執行したところ、1回目及び2回目の入札が不落となり、3回目の入札においては上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることにした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月5日		
契 約 金 額	7 1 5 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 97

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託
案 件 の 概 要	中心市街地中核施設等にイルミネーション設置及び撤去を行う業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2753番地5 [名 称] 株式会社AVC放送開発
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託である。 本業務の履行に当たっては、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地に来訪者を誘引し回遊できる魅力的なデザインや、設置期間中の安定した稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。 このため、芸術性及び創造性など、高度な技術力、企画力及び経験を必要とし、都城市プロポーザル方式の実施に関する要綱第3条第1号に該当するため、総合的な能力を事前に確認、審査を行うことが可能な公開型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うこととした。 その結果、1者から参加表明の提出があり、技術提案内容や業務実績、技術力等について選定委員会を実施したところ、本業務の目的に合致した結果が期待できる提案であったため、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月9日
契 約 金 額	56,474,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

98

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸デジタルアーカイブ構築業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸の所蔵史料をデジタルアーカイブ化し、保存及び公開利用に供することを目的とし、各種データを作成してデジタルアーカイブシステムを構築し、公開するための業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都文京区大塚三丁目1番1号 [名 称] TRC-ADEAC株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城島津邸所蔵史料のうち、展示や画像利用の多い肖像画・絵図・古文書・地誌等の高精細画像撮影を行い、デジタルアーカイブにて公開し、一般の方に向けて広く利用してもらう仕組みを作るためのシステムを構築するものである。 また、史料紹介などの公開機能を付して幅広い層が歴史資料に親しみやすいコンテンツも作成する。 システムの構築に当たっては、既に都城島津邸所蔵史料の画像データを公開している東京大学史料編纂所の画像公開システム「Hi-CAT-Plus」との接続に係る同所との連携実績、画像表示の国際規格であるIIIF対応ビューアの導入、日本国内のあらゆるメタデータコンテンツを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム「ジャパン・サーチ」との連携機能であること、市民サービス向上のため学校利用や観光利用など多方面で活用できるコンテンツの設定、メタデータを格納することができるクラウドについて、これらの要件を全て満たすことが必要である。 また、図書館振興財団の助成事業である本事業は、構築システムのネット上公開、国際レベルのシステムとの検索連携、デジタル化方式の国際標準化対応など、技術的な選考基準が課されている。 こうした、当市の求める事項に全て対応可能で、かつ事業推進に必要な技術基準を満たすシステムを提供しているのは、上記事業者のみである。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月11日
契 約 金 額	9, 8 0 4, 8 2 8 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	99
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	庄内・山田線支障木伐採業務委託		
案 件 の 概 要	市道庄内・山田線の法面に生えている立木の枝葉が車両通行の支障になっているため、剪定及び伐採業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山田町山田9359番地 [名 称] 株式会社 徳満建設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 今回委託する支障木伐採業務は、道路法面に生えている立木の枝葉が車両通行の支障になっているため、剪定及び伐採するものである。 作業区間は、現在施工中の「防安関連第1号庄内・山田線（古江工区）舗装工事」の施工区域内及びその沿線上であり、舗装工事を受注している上記事業者に委託することで、交通規制や施工管理、完全管理の面から現場が輻輳する事を防ぐことができ、安全かつ効率的に実施することが可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月12日		
契 約 金 額	622,600円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	100
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)		
契 約 案 件 名	「ぼんちくん」着ぐるみ製作業務委託		
案 件 の 概 要	都城市PRキャラクター兼PR部長「ぼんちくん」の着ぐるみを製作する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市清武町今泉甲3935-83 [名 称] KIGURUMI.BIZ株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市PRキャラクター兼PR部長「ぼんちくん」の着ぐるみを製作する業務を委託するものであり、現在使用しているものは上記事業者に制作を委託した。 本業務の履行に当たっては、以前作成した型を使用することで安価かつ、安定した品質で作成することが可能なため、委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月13日		
契 約 金 額	835,065円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	101
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	明和小学校放課後児童クラブ専用施設整備工事
案 件 の 概 要	明和小学校放課後児童クラブ専用施設整備について、設計及び工事を一括して実施するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市花ヶ島町小物町2 6 6 9 番地 [名 称] 大和リース 株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえ、設計及び施工を一体的に行う必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年7月10日に公告し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、技術提案書類審査を8月22日に実施した。その結果、上記事業者が優先交渉者となり、8月27日に結果通知を行った。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月17日
契 約 金 額	5 3 , 9 0 0 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	102
担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 企業立地課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 3 (直通)		
契 約 案 件 名	企業立地総合管理システム構築業務委託		
案 件 の 概 要	企業情報や優遇制度の把握、管理を行うための企業立地総合管理システムの構築・導入業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、企業情報や優遇制度の把握、管理を行い、営業活動や申請手続き及び立地企業への効果的な提案や支援を行うために、企業立地総合管理システムを構築・導入する業務を委託するものである。 システムの安定稼働には、構築・導入するための費用のほか、導入後の保守管理費が必要となる。仮に構築・導入のみを先に競争入札に付し、その後、保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、システムの構築費用のみならず、翌年度からの3年間の保守管理費用も含めた金額にて比較するため、見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月17日		
契 約 金 額	4, 2 0 4, 2 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

103

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	「みやざきフェニックス・リーグ」運営業務委託
案 件 の 概 要	第21回「みやざきフェニックス・リーグ」の運営に係る業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 一般社団法人 都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 「みやざきフェニックス・リーグ」(以下「リーグ」という。)は令和2年より本市の都城運動公園野球場を会場として試合日程が組まれており、一昨年度から有観客で実施された。 上記事業者は、一昨年度のリーグの実行委員会へ参加し、市と連携し、準備から当日のプロ野球球団の対応など運営業務を実施した。また、昨年度から試合会場である都城運動公園の指定管理業務を受託している。 本業務実施に当たっては、過去のリーグの運営状況を熟知し、会場となる施設との調整や試合前後の施設等の整備、周辺に居住する市民等へ危険がないよう十分な対策を実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な運営及び適切な会場管理を実施できる者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月18日
契 約 金 額	3, 3 8 3, 2 3 3 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	104
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	証明書発行機等の導入業務委託
案 件 の 概 要	図書館の証明書発行機の導入（更新）を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 証明書発行機の調達においては、一般的に機器の導入業務契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の導入業者のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の設置費及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月20日
契 約 金 額	1, 3 5 3, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	105
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 8 (直通)		
契 約 案 件 名	ふるさと給食提供事業用都城メンチ 都城市都城学校給食センター用		
案 件 の 概 要	例年、市内小中学校で実施している「ふるさと給食」において、豚肉を使った都城メンチを提供しようとするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山147番地1 [名 称] 有限会社観音池ポーク		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業においては、メイン素材を牛肉、豚肉、鶏肉と隔年で使用しており、本年度の素材は豚肉となるため、都城メンチにおいても豚肉を使用する必要がある。 都城メンチは都城メンチ協議会が所管しており、製造場所に指定はないが、今回は「ふるさと給食」という観点から精肉の産地だけでなく製造場所も市内としている。 さらに、給食で提供することから「衛生管理、児童数に対応できる製造体制、保冷車輸送」などの条件をクリアした給食センター登録業者であることが必須要件となる。さらには、提供するメンチカツは「乳成分及び卵を不使用」とするアレルギー対応も求められる。 以上の理由により、上記要件を満たすのは有限会社観音池ポークだけであるためであるため、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月24日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 0 2 4, 1 6 0 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	都城メンチ（小学生用）別記仕様書のとおり	146 円	8170 枚 1, 192, 820
	都城メンチ（中学生用）別記仕様書のとおり	197 円	4220 枚 831, 340

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	106
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務委託
案 件 の 概 要	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神二丁目 1 3 番 7 号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、都城市の入札参加資格者業種名簿の登録業種名で「建設工事」に搭載されている者、かつ都城市消防局対応高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線を同時に更新することが可能なものを対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年4月30日に3者に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による技術提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を6月5日に実施した。 審査はあらかじめ規定された評価項目に基づき行い、結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月24日
契 約 金 額	1, 2 0 5, 6 0 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	107
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	県単かん排 第3号 上久保地区自動転倒ゲート改修工事		
案 件 の 概 要	上久保地区自動転倒ゲートの改修工事を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県熊本市北区植木町石川450番地1 [名 称] 開成工業 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	水門整備に使用されるゲートは、上記事業者の製品であり、他メーカーでは構造に違いがあるため、上記事業者でなければ、適切に改修工事を行うことができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月26日		
契 約 金 額	2, 2 3 8, 5 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	108
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 契約課 審査担当 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 9 (直通)
契 約 案 件 名	契約管理システム及び入札参加資格申請システム導入業務委託
案 件 の 概 要	契約管理システム及び入札参加資格申請システム導入を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 愛媛県松山市清住1丁目6番21号 [名 称] 株式会社シャープ松山オーエー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえた提案等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 その結果、1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者よる技術提案書に基づくプレゼンテーション審査を9月10日に実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び技術審査を行い、結果上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月27日
契 約 金 額	5, 4 3 4, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	109
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6 (直通)		
契 約 案 件 名	小型二輪等の軽自動車税申告手続電子化に伴うシステム改修業務委託		
案 件 の 概 要	小型二輪等の軽自動車税申告手続が電子化されるに伴う、Acrocity 住民情報システム（以下「システム」という。）の改修業務を委託する もの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市において軽自動車税賦課業務で運用しているシステムは、 上記事業者が製作、導入、設定したものであることから、今回委託する 改修業務も確実に履行できる唯一の事業者である。 現行のシステムの製作、導入、設定において実績のある事業者は他に なく、従って現行のシステムに知見のある事業者も他にないため、仮に 他の事業者に改修業務を委託した場合に不具合が生じる恐れが高く、そ の際の責任の所在も不明確となる。また、本市の軽自動車税賦課業務の 全てに関与しているシステムであることから、不具合が生じた場合に行政 事務が被る障害が甚大である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月27日		
契 約 金 額	568,700円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	110
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	東京モノレール企画電車内ポスター掲出業務委託		
案 件 の 概 要	東京モノレール車両内に都城に関するポスターを掲出することにより、都城市の魅力を対外的にPRする業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1丁目4番8号 [名 称] 株式会社モノレール・エージェンシー		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京モノレール車両内に都城に関する窓上ポスター及びドア横・中吊りポスターを掲出し、都城市の魅力を対外的にPRする業務である。 同車両の広告媒体管理業務を担うのは上記事業者のみであり、契約の相手方は上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月27日		
契 約 金 額	7, 3 9 9, 7 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	111
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-1)
案 件 の 概 要	都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙執行に伴うポスター掲示場設置等業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市千町4992番地4 [名 称] 有限会社 長友工務店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙は、令和6年11月10日告示、11月17日投開票の日程で執行予定である。 令和6年9月19日(木)に6者を指名して入札を行う予定であったが、当日までに5者から辞退届が提出され入札が不調となった。 本来であれば、再度の競争入札により契約の相手方を決定する必要があるが、現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務の履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由から、入札参加業者のうち唯一応札の意向を示した上記事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月27日
契 約 金 額	2, 2 5 2, 8 0 0 円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	112
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	個人住民税申告支援システム用プリンター賃貸借
案 件 の 概 要	個人住民税申告支援システム（税務LAN）の機器に接続するプリンターを賃貸借するもの （令和6年11月1日から令和11年10月31日までの長期継続契約）
契約の相手方	[所 在 地] 販売人 宮崎市広島二丁目5番11号 賃借人 宮崎市広島2丁目5番10号 [名 称] 販売人 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 宮崎営業所 賃借人 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 個人住民税の申告受付事務において、市民税課窓口及び申告期間中に開設される各申告会場では、申告者が混雑しないよう速やかな受付対応が求められることから、申告書を含めた申告関係帳票の遅滞のない印刷が不可欠である。 本業務は、個人住民税申告支援システム（以下「税務LAN」という。）に接続するプリンターのうち、申告期間中に市民税課から各申告会場に搬出して設置し使用する4台を更新するものである。税務LANに接続するプリンターの使用に当たっては、プリンター側だけでなく税務LAN側の設定により、本庁舎以外の施設に設置する場合も含めた印刷の調整作業（以下「印刷設定」という。）を行う必要があるが、現在使用している機器は全て上記事業者製であることから、同者製の機器に対応した印刷設定となっている。 仮に、上記事業者製以外の機器を税務LANに接続して印刷設定を行い支障が生じた場合、再設定の検証が必要になる等、速やかな対応がとれない状況が生じうる。申告者への影響も大きいことから、現行の税務LANへ接続した機器からの遅滞のない印刷を確実にするため、本賃貸借について上記事業者の製品を使用することとし、当該プリンターの販売を専門に行っている上記事業者と随意契約をするものである。 なお、本件は、リース契約の方法で行うため、上記販売人が賃貸責務の履行事業者としてあらかじめ指定していた、上記賃貸人を含む3者間で契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月30日
契 約 金 額	600,600円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 113

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	個人住民税申告支援システム用プリンター保守業務委託
案 件 の 概 要	個人住民税申告支援システム用プリンターの保守業務を委託するもの (令和6年11月1日から令和11年10月31日までの長期継続契約)
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番11号 [名 称] 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 個人住民税の申告受付事務において、市民税課窓口及び申告期間中に開設される各申告会場では、申告者が混雑しないよう速やかな受付対応が求められることから、申告書を含めた申告関係帳票の遅滞のない印刷が不可欠である。 本業務は、個人住民税申告支援システム（以下「税務LAN」という。）に接続するプリンターのうち、申告期間中に市民税課から各申告会場に搬出して設置し使用する4台の保守委託業務を更新するものである。 税務LANに接続するプリンターは上記事業者から賃貸借する機器であり、同事業者が今回の業務を確実に履行することが最も期待できる事業者である。 また、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、印刷設定に不具合が生じた際の責任の所在（機器自体に瑕疵があったか、保守に問題があったか）も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和6年9月30日
契 約 金 額	545,600円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	114
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	新型コロナウイルス予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	都城市内に住所を有する65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有する者に対する新型コロナウイルス感染症予防接種業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高齢者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高い。そのリスクに対して予防接種は効果的な方法であり、個人の予防のみでなく、新型コロナウイルス感染症まん延の防止にもつながる。このため、市内の高齢者が、身近な医療機関で接種できる体制を確保する必要がある。 しかし、市には、市内のどの医療機関が新型コロナウイルス感染症予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、市郡内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月30日		
契 約 金 額	執行見込総額 358,377,031円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	一般	13,543円	25,670 347,648,810
	生活保護法による被保護世帯の者	15,543円	347 5,393,421
	予診により接種不可となった者	2,428円	50 121,400
	事務委託料(予診1人当たり)	200円	26,067 5,213,400

令和6年度 随意契約理由書

番 号	115
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	6 5 歳以上（6 0 歳以上 6 5 歳未満で、一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを含む。）の都城市民のうち、一般社団法人都城市北諸県郡医師会の圏域外の在宅者や施設入所者に対する新型コロナウイルス感染症予防接種業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原 1 丁目 1 0 1 番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高齢者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高い。そのリスクに対しので予防接種は効果的な方法であり、個人の予防のみでなく、新型コロナウイルス感染症まん延化の防止にもつながる。このため、本市に住民登録している高齢者が、県内のどこにいても接種できる体制を確保する必要がある。 しかし、市には、県内のどの医療機関が新型コロナウイルス感染症予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県郡医師会以外の県内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月30日		
契 約 金 額	執行見込総額 7, 0 5 7, 0 6 0 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	予診により接種不可となった者	220 円	524 人 115, 280
	生活保護法による被保護世帯の者	2445 円	4 人 9, 780
	一般	15300 円	8 人 122, 400
	事務委託料（予診票1人当たり）	13300 円	512 6, 809, 600

令和6年度 随意契約理由書

番 号	116
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	インフルエンザ予防接種業務委託		
案 件 の 概 要	6 5 歳以上（6 0 歳以上 6 5 歳未満で、一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する者を含む。）の都城市民のうち、一般社団法人都城市北諸県郡医師会の圏域外の在宅者や施設入所者に対するインフルエンザ予防接種業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原 1 丁目 1 0 1 番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高齢者がインフルエンザに罹患した場合、重症化するリスクが高い。そのリスクに対して予防接種は効果的な方法であり、個人の予防のみでなく、インフルエンザまん延化の防止にもつながる。このため、本市に住民登録している高齢者が、県内のどこにいても接種できる体制を確保する必要がある。 しかし、市には、県内のどの医療機関がインフルエンザ予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城市北諸県郡医師会以外の県内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月30日		
契 約 金 額	執行見込総額 2, 0 4 9, 9 2 5 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	一般	3151 円	590 人 1, 859, 090
	生活保護法による被保護世帯の者	4551 円	10 人 45, 510
	予診により接種不可となった者	2445 円	5 人 12, 225
	事務委託料（予診1人当たり）	220 円	605 人 133, 100

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	117
担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)		
契 約 案 件 名	台風10号に伴う中央地区立体自動車駐車場屋上エレベーター棟ドア底修繕		
案 件 の 概 要	台風10号により、屋上エレベーター棟ドア底が変形したため、修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市上川東二丁目31番地19 [名 称] はやま建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 令和6年8月28日の台風10号の影響により、中央地区立体自動車駐車場（以下「施設」という。）の屋上北側エレベーター棟ドア底が損傷した。現在、安全を考慮し、同ドアは利用不可としている。 一方、今後、台風や突風が発生した場合に外れることも想定され、安全上の観点から早急に修繕する必要がある、競争入札に付する時間的余裕がない。 その点、上記事業者は、当該施設の施工を行った事業者であることから、施設の構造を十分に理解しており、また、本修繕について迅速かつ的確に実施できると確認がとれている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年9月30日		
契 約 金 額	510,400円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	118
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 （直通）			
契 約 案 件 名	犬王遺跡B区埋め戻しに係る黒色土			
案 件 の 概 要	犬王遺跡発掘調査に係る埋戻し業務を行う際に発生する不足土分を補うための黒色土を購入するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市神之山町2307番地 [名 称] 株式会社 川本組			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	発掘調査において重機を用いた埋戻し作業を行う際、埋め戻しのための土が不足する現象が頻繁に発生する。今般、犬王遺跡発掘調査に係る埋戻し業務を実施する予定であり、当契約はその不足土分を補うための黒色土を購入するものである。			
	黒色土の購入に当たっては、黒色土を調達先から埋戻し現場まで運搬するための料金も発生する。よって、複数単価契約が必要である。			
	そこで、競争入札に代え、当該6者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。			
	以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年9月30日			
契 約 金 額	執行見込総額		4, 6 4 0, 0 2 0 円	
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	黒色土	5940 円	450 m³	2, 673, 000
	運搬料片道	5500 円	300 回	1, 650, 000